

四日市市告示第310号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第五号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき公告します。

平成28年 5月17日

四日市市長 田中俊行

1 指定番号：

第28-道-1号

2 指定道路の種類：

第42条第1項第五号の規定による指定に係る道路

3 指定の年月日：

平成28年 5月17日

4 指定道路の位置：

四日市市西坂部町字桜937番2、938番3、967番2、967番4、
937番2地先、938番3地先

5 指定道路の延長及び幅員：

延長 19.814メートル

幅員 4.0～4.5メートル

（都市整備部建築指導課）